

公立大学法人横浜市立大学成果有体物取扱規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 78 号
最近改正 令和 3 年 9 月 6 日 規程第 50 号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学（以下本学という。）において、研究・教育等の成果として得られた有体物（以下「成果有体物」という。）及び外部機関から提供を受ける成果有体物について、適正な管理を実現するとともに、知的資産の蓄積と研究・教育の場での利用を促進するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語は、以下の各号に規定するところによる。

- (1) 成果有体物：研究・教育を行う過程又は行った結果、創作又は取得されたもののうち、学術的価値又は財産的価値のあるものであって、以下に例示するものをいう。ただし、論文、講演その他の著作物等に関するものを除く。
(例示) 材料、試料（試薬、化学物質、遺伝子、タンパク質、抗体、ベクター、細胞株、菌株、実験動物、微生物、新材料、土壤、岩石、植物新品種等）、試作品、モデル品、実験装置、データベース、フローチャート、コンピュータープログラム、文字・記号、音声、画像、図面等の各種情報を記録した電子又は紙の記録媒体等
- (2) 教職員等：教職員、研究員、共同研究者等の本学において研究・教育等の業務に従事するすべての者をいう。
- (3) 学生等：学部学生、大学院学生、研究生、科目等履修生等の本学において教職員等に教育又は研究指導を受けるすべての者をいう。
- (4) 職務上：成果有体物を創作又は取得するに至った教職員等の行為が、その性質上本学の研究・教育等の範囲に属し、かつ、当該教職員等の本学における現在又は過去の職務に属するものをいう。
- (5) 使用：本学の事業の範囲内における利用又は第1条の目的を達成するために、外部機関に有償無償の区分にかかわらず、学内において使用させることをいう。
- (6) 譲渡：本学の事業の範囲内における利用又は第1条の目的を達成するために、外部機関に有償無償の区分にかかわらず、成果有体物を譲渡することをいう。
- (7) 貸付：本学の事業の範囲内における利用又は第1条の目的を達成するために、外部機関に有償無償の区分にかかわらず、成果有体物を貸し付けることをいう。
- (8) 廃棄：廃棄処分することをいう。

(成果有体物の取扱の統括)

第3条 理事長は、本学の成果有体物の取扱を統括する。

(理事長の承認等における配慮)

第4条 理事長は、本規則に定める承認その他の判断に当たっては、次の各号に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 本学の研究・教育の活性化を促すとともに、成果有体物に係る技術が広く社会で活用され、新たな事業又は産業の創出に資すること。
- (2) 公表、開示等により本学又は外部機関の知的財産に生じ得る不利益を防止すること。
- (3) 当該成果有体物の作成に関わった教職員等及び学生等の教育研究上の要請に關すること。
- (4) 当該成果有体物の作成に関わった共同研究、受託研究等の相手方の要請に關すること。
- (5) 教職員等が異動する場合等に当たっては、当該教職員等が異動先においての研究等に支障が生じないこと。

(成果有体物の帰属)

第5条 教職員等によって本学において職務上得られた成果有体物は、契約その他に特段の定めがない限り、本学に帰属する。

- 2 学生等によって本学において得られた成果有体物は、契約その他に特段の定めがない限り、本学に帰属する。ただし、教職員等の指導又は本学の教育研究のプログラムから独立し、学生等の自らの発想により得られた成果有体物は、この限りではない。
- 3 教職員等及び学生等が外部機関から得た成果有体物は、契約その他外部機関において特段の定めがある場合を除き、本学に帰属する。

(成果有体物の発生報告等)

第6条 教職員等は、本学において職務上得られた成果有体物について、次の各号に掲げる場合は、別に定める届出書を理事長に速やかに提出しなければならない。

- (1) 学術研究上又は産業技術上の有効利用が想定される成果有体物を創作又は取得した場合。
 - (2) 成果有体物の情報を発表し又は成果有体物を学外に帶出しようとする場合。ただし、発表しようとする場合は、既に公表されたもの又は契約若しくは契約に基づく協議等によって、開示することが認められたものを除く。
 - (3) 成果有体物を外部機関に使用させようとする場合
 - (4) 成果有体物を外部機関に、譲渡しようとする場合
 - (5) 成果有体物を外部機関に、貸付を行おうとする場合
 - (6) 成果有体物を廃棄しようとする場合
- 2 理事長は、前項第1号に該当する報告を受けた成果有体物のうち財産的価値があるものについては、本学研究・産学連携推進センターでの審議に付し、適切に管理しなければならない。
 - 3 教職員等は、第1項第23号に該当する報告を届け出た成果有体物については、自己の善良なる管理者の責任と義務をもって、発表時の記録又は帶出時の管理を行わなければならない。また、秘匿すべき成果有体物の情報が漏洩し、又は成果有体物に滅失毀損が生じた場合は、直ちに理事長に報告するとともに、その指示に従わなければならない。
 - 4 学生等は、本学において教職員等に教育又は研究指導を受けた結果、第1項の各

号に該当することとなった場合は、自己が所属する研究室の教職員に届け出なければならない。また、この届け出を受けた教職員は、当該学生等との連名をもって第1項の規定により届け出るとともに、当該学生等に本規程を遵守させるよう教育指導しなければならない。

(成果有体物の管理)

第7条 教職員等は、本学において職務上創作又は取得した成果有体物について、容易に他人に知られ、又は持ち出されたりすることのないよう、責任を持って自ら厳重に管理しなければならない。

- 2 前項の規定は、学生等が本学において教職員等に教育又は研究指導を受けた結果、創作又は取得した成果有体物について準用する。

(外部機関における成果有体物の取扱)

第8条 教職員等及び学生等は、外部機関において成果有体物を得、又は知り得た場合には、外部機関の定めるところにより、その成果有体物の取扱に関し適切に対応しなければならない。

- 2 教職員等及び学生等は、外部機関において自らが主体となって行った研究等により得た成果有体物については、外部機関の定めるところにより許容される範囲内で、その権利等の確保のために適切な要求をしなければならない。

(成果有体物に関する秘密の保持等)

第9条 教職員等及び学生等は、本学の成果有体物に関して、漏洩し、又は第6条第1項に規定するところによる理事長への届け出をせずに、公表し、若しくは開示してはならない。外部機関の成果有体物に関しても同様とする。ただし、既に公表されたもの又は契約若しくは契約に基づく協議等によって、開示することが認められたものについては、この限りではない。

- 2 理事長は、特定の教職員等又は学生等により本学の成果有体物が察知され、又は公表等されること又は法令等に抵触する恐れがあると判断した場合には、当該教職員等又は学生等に対して当該成果有体物の取扱等について、必要な制限を加えることができる。

- 3 理事長は、必要に応じて、教職員等及び学生等から成果有体物の秘密の保持等に関する誓約書の提出を求めることができる。

(教職員等の異動又は離職後の持ち出し等)

第10条 教職員等は、異動又は離職する際又はその後において、本学に帰属している成果有体物を、第6条第1項に規定する理事長への届け出をせずに持ち出してはならない。

- 2 教職員等は、前項の届け出をする際は、予め当該成果有体物の創作・取得に関わった書及び当該成果有体物に係る全ての権利の権利者から書面による承諾を得ていることを要する。

- 3 第1項の場合において理事長への届け出を得て持ち出した当該成果有体物の帰属は、研究・産学連携推進センターで審議し決定しなければならない。

- 4 教職員等は、異動又は離職後2年間、在職中に本学において知り得た本学に帰属する成果有体物に関して、理事長の書面による承認を得ずに、公表又は開示しては

ならない。ただし、既に公表されたもの又は契約等において開示することが認められたものは、この限りではない。

5 学生等は、その身分を失った後 2 年間、在学中に本学において知り得た成果有体物について、理事長の書面による承認を得ずに、公表又は開示してはならない。ただし、既に公表されたもの又は契約等において開示することが認められたものは、この限りではない。

(成果有体物の使用・譲渡・貸付等)

第 11 条 教職員等は、成果有体物を本学以外の者に使用させる場合又は、譲渡・貸付を行う場合は、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 第 6 条第 1 項に規定する届出書を理事長に提出すること。
- (2) 前号の届出書の作成に当たり、当該成果有体物の創作・取得に関わった者から書面による承諾を得ること。

2 使用・譲渡・貸付のために必要となる成果有体物の搬入搬出など一切の費用は、受益者負担を原則とすること。ただし、当該使用・譲渡・貸付の目的が本学の事務事業に一致する場合には、本学の予算をもって、その全額又は一部を支弁することができる。

(使用・譲渡・貸付上の禁止事項)

第 12 条 教職員等及び学生等は、成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該成果有体物を他に使用・譲渡・貸付してはならない。ただし、第 5 号から第 7 号に該当する場合で、かつ、理事長の承認を得たときは、この限りではない。

- (1) 理事長が提供を禁止したもの
- (2) 法令及び本学の規則等に違反するもの
- (3) 国及び本学の定める倫理指針に違反するもの
- (4) 外部機関の研究者が作成したもので提供が禁止されているもの
- (5) 複製が困難であり、提供することにより本学の研究・教育に支障を生じるもの
- (6) 研究上の加工、改良又は工夫を加えていないもの
- (7) 個人の情報が特定され得るもの
- (8) 共同研究、受託研究又は委託研究によって創作又は取得したもので、当該契約書の定めなどによって、守秘義務又は情報の開示制限を受けているもの

(外部機関からの成果有体物の譲受・借受)

第 13 条 教職員等及び学生等は、学術・研究の交流を目的として、外部機関から成果有体物の譲受又は借受を行うことができる。この場合において、教職員等及び学生等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 成果有体物を譲受しようとする場合は、第 6 条第 1 項に規定する届出書を理事長に速やかに提出すること。
- (2) 成果有体物の借受を行おうとする場合は、第 6 条第 1 項に規定する届出書を理事長に速やかに提出すること。
- (3) 成果有体物の譲受又は借受を行うことについて、外部機関から同意を得ること。

- (4) 成果有体物の譲受又は借受を行うことが法令及び本学の定めに違反しないことを確認すること。
- (5) 学生等が成果有体物の譲受又は借受を行おうとするときは、指導を受ける教職員等の承認を得ること。
- (6) 外部機関に、当該成果有体物の受け入れ譲渡・貸付に関する規程等がある場合は、これを遵守すること。
- (7) 成果有体物の譲受又は借受を行うことに伴い、新たに経常的な経費負担などが発生する場合は、当該負担の内容を明らかにするとともに、当該負担の内容に応じ関係部署と協議を行うこと。

(雑則)

第 14 条 この規程及びその他の規程に定めるもののほか、成果有体物の取扱に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年規程第 42 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年規程第 50 号)

この規程は、令和 3 年 9 月 6 日から施行する。